

岐阜市建計号外
令和元年5月16日

関係機関各位

岐阜市都市建設部都市計画課長

岐阜市立地適正化計画に伴う届出制度について（お知らせ）

新緑の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は岐阜市の都市建設行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、コンパクトなまちづくりを推進するため、都市再生特別措置法に基づく岐阜市立地適正化計画を策定し、運用しております。

平成30年7月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止し、又は廃止しようとする際には、予め市への届出が必要となる場合がありますので、関係する皆様へお知らせいたします。

記

- 1 計画の名称 岐阜市立地適正化計画
- 2 送付資料 ①岐阜市立地適正化計画による届出制度について
(パンフレット)
②岐阜市立地適正化計画に基づく届出の手引き
・医療施設・商業施設・金融施設等を計画しているみなさまへ
(手引き)

【参考】

本計画の内容につきましては、下記ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

計画の内容掲載 URL : <https://www.city.gifu.lg.jp/28935.htm>

届出制度の内容掲載 URL : <https://www.city.gifu.lg.jp/28934.htm>

《担当》岐阜市 都市建設部 都市計画課
土地利用計画係 生駒、鈴木、山上
電話番号：058-265-3906(直通)